

新潟・箕輪遺跡

箕輪

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 所在地区 | 新潟県柏崎市大字半田 |
| 2 | 調査期間 | 一九九九年（平11）四月～一月 |
| 3 | 発掘機関 | 新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団 |
| 4 | 調査担当者 | 岡田和則 |
| 5 | 遺跡の種類 | 官衙関連遺跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 八世紀～一〇世紀 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | <p>本調査は、建設省による一般国道八号柏崎バイパス建設工事に伴うものである。一九九六年度より継続的に調査が実施されており、一九九九年度で四年目を迎えた。一九九六年度には、河川跡から須恵器、土師器、黒色土器、綠釉陶器など多量の遺物が出土し、その中には、「上殿」「勅」</p> |

などの墨書き土器もあり、官衙関連遺跡として注目された。その後の調査でも、掘立柱建物が数棟確認された。一九九九年度の調査では、幅約4m深さ1mの河川跡が検出され、多量の土器・木製品・木簡が出土した。注目される遺物としては、奈良時代と考えられる黒漆塗りの壺鎧が一部欠損した状態で出土している。土器の特徴から、河川の時期は八世紀後半～九世紀前半に収まる。河川跡の他には、河川近くで掘立柱建物を数棟検出したが、調査範囲が狭かつたため、全体規模をつかむに至らなかつた。

・「牒 小池御×
右依収今月六日

・[]

早送□助□
故牒々到准狀

(99)×(36)×3 081

(1)は、上端および左右辺は原状をとどめるが、下端は欠損する。表面の「宅」も裏面の「家」も、△(うかんむり)の二画目を長く、

广(まだれ)のよう書いている。表面の「応」の次の文字は、墨痕不鮮明だが、「勘」の可能性がある。裏面の「駅」の字形は、平城宮木簡に類似例がある(平城宮木簡三三二三一号木簡)。本木簡は「三宅史御所」を宛先とする「牒」の文書木簡である。表面は、「まさに□出すべき事」という事書きに続けて、出すべき物品名(米など)を書き、「三宅史御所」に対して物品請求を行なつているものと考へる。さらに、裏面に「駅家村に到来すべし」とあることから、その物品を「駅家村」に運ぶよう命令しているのだろう。命令を受けた「三宅史御所」では、本木簡を持参して駅家村に赴き、「駅家村」で木簡は廃棄されたと考へておく(6)の理解も参照)。

「三宅史」は、「新撰姓氏録」河内国諸蕃や、延喜八年(908)

「周防国玖珂郡玖珂郷戸籍」(平安遺文)一、一九九号文書)に見える。越後国では、「続日本紀」延暦三年(784)一〇月戊子条に蒲原郡の人として、姓を異にするが「三宅連笠雄麻呂」が見える。ま

た、「延喜式」神名帳には、古志郡の式内社として「三宅神社」が記されており、長岡市妙見町、同市六日市町に比定されている(式内社調査報告)第一七卷、北陸道三 皇學館大学出版部 一九八五年)。

また、「駅家村」は、文献・出土文字資料を通じて初見である。

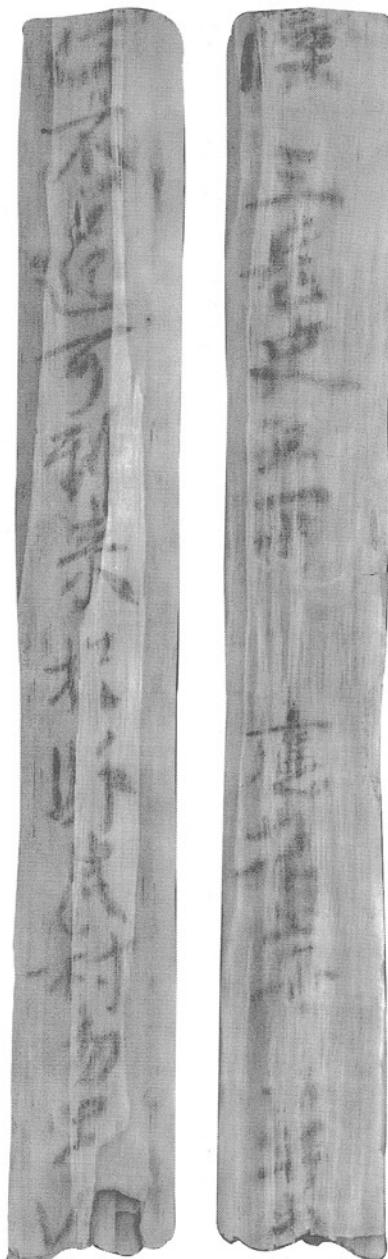
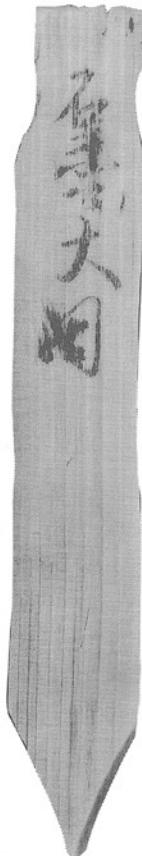
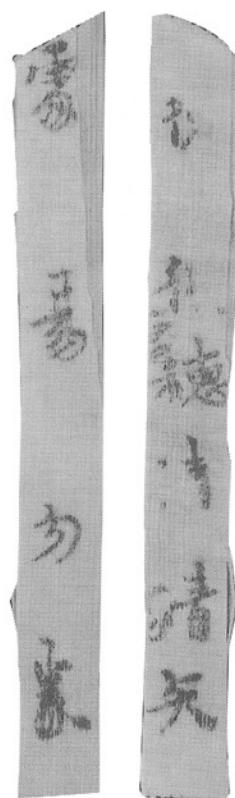
類例には、「駅家郷」(平城宮発掘調査出土木簡概報三一)、「駅里」(飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報三一)、「駅戸」の集団と

考へられている。このことから、箕輪遺跡の付近に駅家が存在していたと考えられる。「延喜式」所載の越後国の一〇の駅家のうち、三嶋駅は、比定地は確定してはいないが、およそ柏崎市近辺とすることで諸説一致していた。今回の木簡の出土によつて、箕輪遺跡辺に三嶋駅が存在していた可能性が強くなつた。

(2)は、上下端および右辺を欠損する。また、中央部付近で折れている。表面には、「伊加忍上神」と神名を記している。

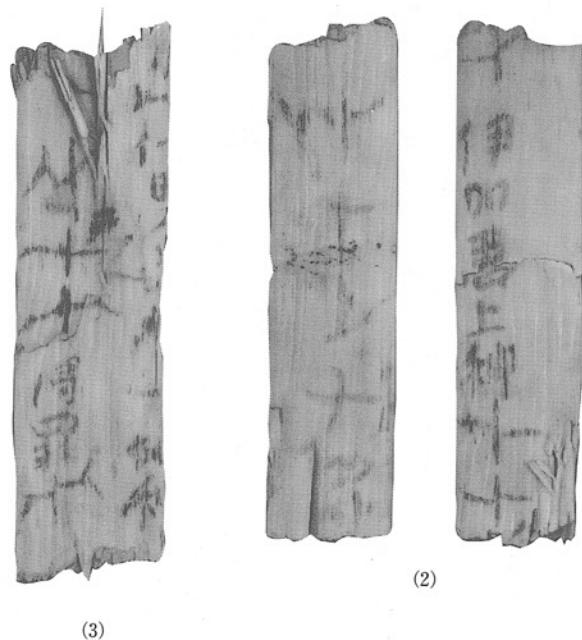
(3)は、上下端および右辺を欠損する。一行目は、文字の右半分を欠いていたため解説が困難だが、最後の文字は、「神」と読めそうである。(2)(3)ともに「十」のような記号を記すが、意味は不明である。神名や、(3)に見える「死」「得罪」という語句から、呪術的なものと考へられる。

(4)は、上端の切り込み部分左側を若干欠損するが、ほぼ完形である。二文字目は、「未」であるが、ウジ名や地名に「石木部」があり(長岡京木簡二七八九号木簡・平城宮発掘調査出土木簡概報二二)、



(6)

(いずれも赤外線画像)



(3)

(2)

本例も「石木部」と考える。ウジ名「石木部」は、越後国では初見である。「大調」は、人名と考えるが、貢納物としての「調」に尊称の「大」をつけている可能性もある。

(5)は、上端および左右辺を欠損する。裏面には、文字の一部に「勿」を有する文字を間隔をあけて書き連ねている。「処」「券」はそれぞれ、「勿」を含む異体字につくっている。

(6)は、五片の断片に割れているが、上端と右辺は原状をとどめる。左辺と下端は欠損する。「牒」の下を一字分あけて「小池御^(所カ)×」と充所を記し、裏面には「故牒々到准状」と、牒の書き止め文言を記す。内容は明確にしえないが、表面の「依^レ収」や裏面の「早送」という文言から、何らかの物品を送ることを命じたものと考える。なおこの牒木簡の宛先は、(1)の宛先と異なつており、宛先を異にする二点の牒木簡が同一遺構から出土している。これら二点の牒木簡は、木簡の宛先で廃棄されたのではなく、宛先から物品などと共に木簡の差し出し元に戻ってきて、そこで廃棄されたと考えられる。

なお釈読にあたつては、新潟大学の小林昌二氏・相沢央氏のご教示をいただいた。本稿の「8木簡の釈文・内容」は、関係文献中の相沢央・小林昌二「箕輪遺跡出土木簡」を要約したものである。

9 関係文献

(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団『新潟県埋蔵文化財調査事業団年報 平成二一年度(2000年)』(高橋 保)